

令和2年4月以降適用

道路工事施行承認申請の手引き

道路法第24条の規定による道路工事施行承認申請を行う場合は、次の書類を作成して申請してください。

申請書受理後から、承認までの標準処理期間は、閉庁日を除きおおむね10日です。事務処理の都合上、短期間で承認することはできませんので、工事着手予定日まで余裕を持って申請してください。

1. 提出書類・・・各2部

- ① 承認申請書（申請者・施工業者の押印必要）
- ② 添付書類
 - ・誓約書（申請者と施工業者の記名・押印）
 - ・位置図（縮尺が1/50,000程度）
 - ・案内図（縮尺が1/500～1/1,500程度）
 - ・工事仕様書（平面図・断面図・構造図・求積図（現況と計画））
 - ※現況と計画を記入し、計画は赤色とする。
 - ※平面図には方位を記入すること。
 - ・交通規制図
 - ・公図（写）
 - ・同意書（水路管理者、隣接所有者等の関係者の同意を必要な場合、その旨の証する書類）
 - ・現況写真（施工箇所を明示）
 - ・その他（必要と認められる場合）

2. 承認書の交付

承認後は、申請者へ電話連絡します。処理状況についてのお問い合わせや、連絡前の来庁はご遠慮ください。

3. 工事の施工

承認書に添付する「道路工事施工承認条件書」を遵守し、工事を行ってください。また、工事に着手する前に、十和田警察署長から道路交通法第77条に基づく道路使用許可を受けてください。

4. 工事の完了成後

工事完了後は、15日以内に以下の書類を1部提出し、検査を受けてください。

- ・承認申請の位置図と工事仕様書
- ・工事写真（着工前・状況写真・完成）

【お問い合わせ先】

六戸町大字犬落瀬字前谷地 60

六戸町 建設下水道課

電話 0176-55-3111